

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【労働者健康福祉機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分の検討を行っている。現在の対応状況は以下のとおり。</p> <p>(売却・国庫納付済)</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍：平成22年9月30日に売却済であり、平成23年3月25日付けで国庫納付済。 ○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体及び労災リハビリテーション広島作業所：改正独法通則法施行（平成22年11月27日）後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで現物により国庫納付済。 ○ 恵那荘：平成24年2月10日に売却済であり、平成24年3月7日付けで国庫納付済。 ○ 岩手労災病院職員宿舍等(一本杉宿舍)：平成25年3月28日に売却が完了し、平成25年4月16日付けで国庫納付済。</p> <p>(売却等準備中)</p> <p>○ 水上荘：これまで一般競争入札を3回実施したが、いずれも不調。また、自治体及び近隣事業者等へ買受勧奨等を実施しているが、買受者はいない。そのため、平成25年4月に再鑑定評価を実施し、現在、4回目の一般競争入札の実施に向け準備中。 ○ 岩手労災病院職員宿舍等(清流荘・松倉宿舍)：これまで一般競争入札を3回実施したが、いずれも不調。また、自治体へ買受勧奨等を実施しているが、買受者はいない。そのため、平成25年2月に4回目の一般競争入札の実施したところ、一本杉宿舍は落札となったものの、清流荘と松倉宿舍は不調となった。 ○ 労災リハビリテーション愛知作業所：平成25年2月末に廃止。</p> <p>なお、当該資産については、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第7条第3項の規定により、「処分により生じた収入の額を国庫に納付する」ととされている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>(現物による国庫納付済)</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体及び労災リハビリテーション広島作業所：改正独法通則法施行（平成22年11月27日）後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで現物により国庫納付済。 ○ 労災リハビリテーション千葉作業所：平成24年1月末に廃止し、平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済。 ○ 労災リハビリテーション福井作業所：平成24年9月末に廃止し、平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済。</p> <p>なお、今後、国は現物による納付を受けた施設について、順次売却手続き等を進めていく方針。</p> <p>(今後、現物による国庫納付等を行う予定)</p> <p>○ 労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所：平成25年度末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。 ○ 労災リハビリテーション長野作業所：平成27年度末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分の検討を行っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の運営については、本部事務所面積の見直しや移転の検討、産業保健推進センターの管理部門の集約化による統廃合等、事務所面積の見直しを行い、より安価な事務所への移転や、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等により、管理部門経費の削減を進めているところである。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>●関東労災病院の敷地内に設置されている研修施設においては、全国から労災病院の医師、看護師等の職員を集めて、労災病院の保有する医療機器を用いた専門的な知識・技能の取得を目的とした研修を実施しているが、民間宿泊施設、貸会議室等を利用した場合、そうした研修機能を維持することができないことから、現状の研修施設に変わる代替施設が見当たらない状況であり、引き続き検討を要する。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○本部管理部門の効率化による職員の減(平成21年4月1日:117名→平成24年度末:111名)、本部事務所面積の見直しや移転の検討、産業保健推進センターの管理部門の集約化(32ヶ所)による統廃合、助成金事業の廃止(平成22年度)、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等の事務・事業の見直しを進めている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●「随意契約等見直し計画」に基づき、公告期間及び履行期間の確保、資格要件及び仕様の改善、事前確認公募による競争性確保の検証等の取組を実施しており、その取組状況のフォローアップとして、平成24年度からは前年度と比べて、1回増の年4回契約監視委員会を開催することとし、適宜点検がなされている。</p> <p>平成25年度においても、引き続き契約監視委員会を開催するとともに、同委員会の指摘事項を踏まえた改善に取り組んでいく。</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等79,775,764千円(91.8%)、競争性のない随意契約7,125,308千円(8.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等2,207件(85.0%)、競争性のない随意契約388件(15.0%)</p> <p>【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等73,762,985千円(89.4%)、競争性のない随意契約8,703,005千円(10.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等2,126件(83.8%)、競争性のない随意契約410件(16.2%) ただし、平成23年度実績において、競争性のない随意契約の件数410件には、東日本大震災の影響により、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約案件(緊急復旧工事関係等)を47件含んでいるため、これらを除いた件数割合では、14.6%となり、平成22年度実績に比べ改善されている。</p> <p>【平成24年度契約状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等108,301,372千円(95.6%)、競争性のない随意契約5,008,456千円(4.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等2,209件(86.5%)、競争性のない随意契約346件(13.5%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>●法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構ホームページに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●労働保険特別会計による運営費交付金等(労災病院事業を除く。)が交付されているが、機構の事業運営状況、契約状況、財務状況等については、公開で行われる独立行政法人評価委員会における審議や、財務諸表等の公表等により透明性を確保し、情報公開されている。</p> <p>●平成23年6月3日付け事務連絡を受け、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める取引高が相当の割合である法人と契約をする場合に、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公表する等の周知文書「契約に係る情報の公表について」を作成し、平成23年6月10日に機構ホームページへ掲載した。</p> <p>また、各施設に対しては、同日施設ホームページへの掲載と併せ、入札説明書への記載例を添付した通知を發出し、契約に係る情報の公表について周知徹底を図った。</p> <p>結果、平成24年度及び現時点においては、情報公開に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する。あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>●労働者健康福祉機構健康保険組合及び労働関係法人厚生年金基金については、両法人の理事等のうち、当機構の役員経験者の占める割合が三分の一以上であることから、独立行政法人会計基準により当機構の関連法人となるが、両法人との取引関係はないため、随意契約等もない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○医療機器の共同購入については、これまで当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入に拡大している。(平成24年度削減効果:295,109千円)</p> <p>また、医療材料(ガーゼ、包帯等)等についても、引き続き国立病院機構等、他団体との共同購入を実施することにより、コストの縮減を進めている。(平成24年度削減効果:135,207千円)</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●医業未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施済(平成21年10月1日開始)。委託状況については、第1期(平成21年10月～22年9月)では、約8億3千万円の債権を委託し、回収金額が約4千2百万円、回収率は5.2%、第2期(平成22年10月～23年9月)では、約8億7百万円の債権を委託し、回収金額が約3千百万円、回収率は3.8%、第3期(平成23年10月～24年9月)では、約1億1千9百万円の債権を委託し、回収金額が約1千8百万円、回収率は15.2%の結果であった。</p> <p>なお、民間競争入札による医業未収金の徴収業務については、内閣府に設置された官民競争入札等監視委員会における議論を踏まえ、平成24年9月末日の契約期間満了をもって終了したことから、同年10月以降は各病院が自主回収に努めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」の改革の視点を踏まえ、契約監視委員会において随意契約の見直し及び一者応札・一者応募の契約を点検し、指摘された事項を公表するとともに各施設に今後の対応を周知徹底することにより、随意契約の見直しを図り、経費の削減等に努めている。(平成24年度競争性のない随意契約の前年度比:件数割合16.2%→13.5%、金額割合10.6%→4.4%)</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)について、役員については24年5月から26年3月まで実施(24年4月分を遡及適用)することとして、役員報酬規程を改正した。職員については、労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせないことを基本とした人材確保等に配慮し、本部全職員及び労災病院等の施設幹部職員を対象として、給与減額措置を24年9月から26年3月まで実施することとしている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>(事務・技術職) ●年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施したが、特例法に準じた給与臨時特例措置を労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせないことを基本とした人材確保等に配慮しつつ実施したことから、給与臨時特例措置の開始日及び対象者の割合が国とは異なったことにより、平成24年度における対国家公務員指数は前年度を上回った。なお、給与改定については段階的引下げにより、対国家公務員指数に対する影響は今後も反映され、平成25年度における対国家公務員指数107.5、地域・学歴勘案111.7と見込まれる。平成25年度(平成26年度公表)については、国が給与臨時特例措置を実施している期間であることを踏まえ、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね107となるよう努力していく。</p> <p>(病院医師) ●国家公務員の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。平成25年度における対国家公務員指数109.2、地域・学歴勘案108.0と見込まれる。しかし、上述のとおり、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院を下回り、特に民間病院の医師と大きな格差が生じているところであり、公立・医療法人の病院医師の給与と体系を総合的に勘案しながら、適正な給与水準の検討を行うこととし、平成25年度(平成26年度公表)には、国が給与臨時特例措置を実施している期間であることを踏まえ、対国家公務員指数(年齢勘案)概ね109を目標とする。</p> <p>(病院看護師) ●年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施したが、特例法に準じた給与臨時特例措置を労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせないことを基本とした人材確保等に配慮しつつ実施したことから、給与臨時特例措置の開始日及び対象者の割合が国とは異なったことにより、平成24年度における対国家公務員指数は前年度を上回った。なお、給与改定については段階的引下げにより、対国家公務員指数に対する影響は今後も反映されることから、平成25年度における対国家公務員指数115.0、地域・学歴勘案115.2と見込まれる。今後、平成22年度に実施した給与改定の効果等を踏まえ、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に勘案し、適切な水準の確保について検討することにより、平成25年度(平成26年度公表)については、国が給与臨時特例措置を実施している期間であることを踏まえ、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね115となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>●左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●機構の報酬・給与等については、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●給与水準については、賞与削減、俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革を進めており、平成24年8月の厚生労働省独立行政法人評価委員会では、「政策的な医療など義務的・不可避的な増加を除いた人件費分については、賞与削減、俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設の統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進し、平成23年度の事務・技術職員の人件費総額は、平成17年度比で16.9%削減となっており、大幅な人件費削減が図られている。」との評価があった。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 本部管理部門の効率化、本部事務所面積の見直し、産業保健推進センターの管理部門の集約化による統廃合、助成金事業の廃止、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等の事務・事業の見直しを進めている。 これにより、第2期中期目標・中期期間における削減率（一般管理費▲15%、事業費▲10%）を上回る削減に努めることとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 職員等宿舍貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舍使用料に見直しを行った。 ● 健康保険料の事業主負担を見直し、平成23年4月から国家公務員に準じた負担割合（労使折半）に変更した。 ● 互助組織への法人支出は平成23年4月から行わないこととした。 ● 給与振込については、平成23年7月から国家公務員に準じた原則一口座への変更を行った。 ● 海外出張旅費については、平成22年4月から国家公務員に準じて支度料の定額支給を行わないこととした。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、積算段階から必要な経費、不要となる経費の精査を行い予算要求を行うとともに、その結果を年次計画に反映させている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 機構本部にコンプライアンス推進委員会を設置し、各施設にはコンプライアンス推進責任者を選任し、法令等の遵守、公益通報制度等の的確な実施体制を整備している。また、内部監査を実施するために、本部に監査員を配置し、各施設の法令、規程等の実施状況等について監査を行う体制を整備している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 労災看護学校の入学金及び授業料については、段階的な引き上げなどの見直しを進めているところである。（平成23年度には、入学金(80千円→120千円)の増額。平成24年度には、授業料(193千円→216千円)の増額。平成25年度には、授業料(216千円→240千円)の増額を行った。なお、平成26年度からは、入学金(120千円→180千円)、授業料(240千円→340千円)の増額を行うこととしている。）</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 複数の候補案件からの選択を要する事業はないが、平成16年度に学識経験者等の外部有識者8名による独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会等を設置している。 当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させるとともに、25年度の運営方針に盛り込んでおり、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。 ・独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会委員 相澤 好治(学校法人北里研究所理事 北里大学副学長) 相原 康伸(全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長) 圓藤 吟史(大阪市立大学大学院教授) 岡本 浩志(JFEスチール株式会社安全衛生部長) 田中 滋(慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授) 田中 秀明((社)日本経済団体連合会労働法制本部長) 原 正道(横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与) 山本 大博(航空連合会長)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月の2回開催した。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させるとともに、翌年度の運営方針に盛り込んだ。 評価結果の総括として、「①更なる急性期化の推進に伴い、医師・看護師・メディカル等の業務負担の増加が想定されるが、これに伴うスタッフの過重労働対策や、モチベーション維持対策等、②救急受入患者数等の数値実績による視点のみならず、増加の要因となった取組内容等のアピールについても検討③医療安全相互チェックを通じて見つかったリスク要因等々が、グループ内の労災病院に情報提供され、各施設の医療安全対策に活用されているかまでチェックを行うことでPDCAサイクルとして機能、④印刷業における職業性胆管がんの全貌が掴めない状況のため、労災病院グループの持つスケールメリットや臨床データ等を活用、⑤理・美容師の職業性皮膚疾患は実態の把握も不十分な状況であり行政的に課題の多い分野であるため、継続的な普及とともに、有効な予防や治療方法の検討の取組を通じて、平成25年度の業務運営については、第2期中期目標期間の最終年度となることから、中期目標・中期計画の達成に向けて取り組んでいただくとともに、より効率的、効果的な業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。」とされた。 また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。</p>

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。	2a	個々の労災病院の政策医療に係る機能・地域医療事情、経営状況等について総合的検証を行い、個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、平成24年3月に、その検証結果を労働者健康福祉機構HPで公表した。この検証結果等を踏まえ、必要な病床数の見直しを行っている。 また、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」（平成24年2月15日）を踏まえ、両法人間の連携（医薬品や医療機器の共同購入、治験の共同実施等）に取り組んだ。 なお、上記報告書において、個別病院の再編は、地域医療の中での役割等を踏まえて慎重に検討すべきである旨の指摘を受けている。	今後とも検証を行い、必要に応じ、病床数の適正化を含めた措置を講ずる。
		23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	2a	千葉作業所を平成24年1月末、福井作業所を平成24年9月末及び愛知作業所を平成25年2月末に廃止した。残る宮城及び福岡作業所については平成25年度末、長野作業所については平成27年度末での廃止を決定しているところであり、現在、入居者の退所先の確保を進めているところである。	入居者の希望に沿った退所先の確保を図りつつ、退所勧奨に取り組み、宮城及び福岡作業所については平成25年度末、長野作業所については平成27年度末に廃止する。
		22年度から実施	経費の削減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を削減する。	2a	本部管理部門の効率化による人件費の削減（平成21年4月1日：117人→平成24年度末：111人）、本部事務所面積の見直し及び産業保健推進センターの管理部門の集約化（32ヶ所による統廃合等により、平成25年度の予算額は7,144,196千円（平成22年度：9,476,959千円）で22年度比▲2,332,763千円削減（▲24.6%）したところ。 なお、労災病院では、医療機器等について国立病院機構との共同購入により、事務手続の効率化や経費の削減を図ることのほか、稼働病床数を削減し、事業規模の見直しを行っている。	本部事務所の移転を図り、経費の削減を行う。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の削減、助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの3分の2を上回る統廃合（ブロック化）、業務の削減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。	2a	産業保健推進センターについては、平成22年度末に6ヶ所、平成23年度末に10ヶ所、平成24年度末に16ヶ所の統廃合を行うとともに、管理部門を集約化して累計59人の人員削減を行った。また、平成23年度以降専門的・実践的な研修に特化し、窓口を設置しての待機方式の面談相談を廃止し効率化を図った。	「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書」（平成25年6月）を踏まえ、平成26年度より「産業保健三事業【産業保健推進センター事業（事業主体：労働者健康福祉機構）、地域産業保健事業（実施主体：国（委託））、メンタルヘルス対策支援事業（実施主体：国（委託））】」を一元化することにより、三事業を有機的に連動させ、事業場の産業保健活動への支援を効果的・効率的に行うことを検討している。
		24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。	1a	○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、平成22年度末で制度を廃止したが、助成期間が3年間であることから、平成22年度までに登録を受け助成期間が残っている事業場に対して、経過措置として支給業務を実施し、平成24年度末に業務を終了した。 ○自発的健康診断受診支援助成金事業については、平成22年度末で廃止した。	
02 未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たった際の雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。	2a	○制度の円滑な運営への協力を得るため、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行うとともに、平成22年度から実施（1回、出席者250名）している都道府県弁護士会等の主催による弁護士を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、平成24年度は全国10ヵ所と拡大して実施し、破産管財人の証明書作成の留意事項等の説明を行った（22年度からの出席者合計、弁護士等約2,350名）。 さらに、最高裁判所事務総局民事第三課に同制度の現状及び最近の問題点等について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所（7地裁）の破産再生部（係）に説明及び協力依頼を行った（現在までの参加者：15地裁、裁判官33名、書記官73名、計106名）。 これらの取り組みの結果、請求書類が的確に作成された上で機構に提出されるようになり、機構における審査業務の効率化や迅速化を図ることができた（平均処理日数：平成23年度18.8日→平成24年度17.3日）。 ○平成23年4月から請求書受付業務をプログラム化するなど業務の効率化を図ることにより、嘱託職員1名の削減を行っている。（22年度比▲2,600千円） ○立替払の求償については、引き続きシステムを活用するなどにより、適切な債権の保全管理や確実な回収を図っている（求償を要する全事業所への通知、法手続きに沿った裁判手続への参加、弁済状況の確認と弁済の履行督促、債務承認書の提出督促及び差押など）。	日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行っていく。 また、立替払制度研修会未実施の各県弁護士会に対し、研修会開催の働きかけを行うとともに、各地裁へも協力依頼を行っていく。 このような取り組みを続けていくことにより、さらなる審査業務の効率化や迅速化を図っていく。
03 納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。	2a	○遺族の心情に配慮した会場の設営、遺族による献花の円滑な進行情の改善を進め、平成24年9月に開催した慰霊式では、より多くの参列者が式典状況を後方席からも見守ることが出来るTVモニターを増設した。	引き続き、慰霊式の参列者及び日々の参拝者の90%以上から慰霊の場になさわしいとの評価を得るとともに、意見を業務の改善に反映する。
04 【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。	2a	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的措置を実施する等、適切な債権管理と回収に努めている。（労働安全衛生融資24年度回収額：231,781千円）	引き続き、弁済がなされない債権については督促を行い、適切な債権管理と回収を行う。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。	1a	<p>労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎：平成22年9月30日に売却済みであり、平成23年3月25日付けで国庫納付済み。</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所本体・労災リハビリテーション広島作業所：平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p>	措置済み
				2b 一部措置済み	<p>○恵那荘：平成24年2月10日に売却済みであり、平成24年3月7日付けで国庫納付済み。</p> <p>○岩手労災病院職員宿舎（一本杉宿舎）：平成25年3月28日に売却済みであり、平成25年4月16日付けで国庫納付済み。</p> <p>○水上荘：これまで一般競争入札を3回実施したが、いずれも不調。また、自治体及び近隣事業者等へ買受勧奨等を実施しているが、買受者はいない。そのため、平成25年4月に再鑑定評価を実施し、現在、4回目の一般競争入札の実施に向け準備中。</p> <p>○岩手労災病院職員宿舎等(清流荘・松倉宿舎・一本杉宿舎)：これまで一般競争入札を3回実施したが、いずれも不調。また、自治体へ買受勧奨等を実施しているが、買受者はいない。そのため、平成25年2月に4回目の一般競争入札の実施したところ、清流荘と松倉宿舎は不調となったが、一本杉宿舎は落札となり、平成25年3月28日に売却が完了し、平成25年4月16日付けで国庫納付済み。</p> <p>なお、当該資産については、独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第7条第3項の規定により、「処分により生じた収入の額を国庫に納付する」とこととされている。</p>	<p>機構ホームページで周知し、不動産媒介業者を通じ、地域の企業等の買受人を募っているところである。</p> <p>平成23年度から一般競争入札において不調となり、一定期間市場に公開しても売却に至らなかった保有資産について、国有財産評価基準を参考にした評価額の方法を取り入れ売却を推進している。</p>
06	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a 一部措置済み	<p>○千葉作業所：平成24年1月末に廃止し、平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p> <p>○福井作業所：平成24年9月末に廃止し、平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済み。</p> <p>○愛知作業所：平成25年2月に廃止。</p> <p>○宮城及び福岡作業所：平成25年度末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。</p> <p>○長野作業所：平成27年度末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。</p>	廃止された労災リハビリテーション作業所については、遅滞なく国庫納付を行う。
07	職員宿舎の見直し	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。	1a	職員等宿舎貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舎使用料に見直しを行った。	措置済み
08	取引関係の見直し	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。	2a	<p>○後発医薬品については、労災病院全体における金額ベースでの採用率の拡大を図った（平成22年度実績10.0%→平成24年度実績12.3%）。平成25年度も引き続き採用率の拡大に取り組むこととしている。</p> <p>○医療機器の共同購入については、これまで当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入に拡大している。（平成24年度削減効果：295,109千円）</p>	今後も引き続き、後発医薬品の採用率の拡大・共同購入の拡大を図る。
09	業務運営の効率化	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。	2a	<p>繰越欠損金の解消に向けて、計画的な収益確保、費用の縮減を図るため、上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入等による費用の縮減に取り組んでいる。</p> <p>併せて、平成22年7月には平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定を実施し、平成23年4月から健康保険料の労使折半を実施するなど、人件費の抑制に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消するため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこととしている。</p>	上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入等による費用の縮減及び厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現すること等、繰越欠損金の解消に向けた取組を進める。

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機
-----	----	----	-------	-----	----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。	1	平成21年度以降、機構本部において、労災病院における売店等の業務委託に係る選定運営選定委員会設置し、公募型企画競争入札に改めた。	
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。	2	労災保険会館（平成21年2月）、別府湯のもりバレス（平成22年3月）を始めとし、前身の特殊法人労働福祉事業団から引き継いだ利用予定のない保有資産を順次処分しており、残る岩手労災病院付添者宿泊施設等についても、現在、売却手続を実施中。	機構ホームページで周知し、不動産媒介業者を通じ、地域の企業等の買受人を募っているところである。 一般競争入札において不落不調となり、一定期間市場に公開しても売却に至らなかった保有資産について、国有財産評価基準を参考にした評価替の方法を取り入れ売却を推進している。